

障害福祉サービス事業所・施設職員向け

抗原定性検査キットを活用した定期検査事業案内

(エッセンシャルワーカー定期検査)

1 概要

- 令和5年10月まで実施していた抗原定性検査キットを活用した定期検査について、冬季の感染対策として令和5年12月から事業を再開いたします。
- 障害福祉サービス事業所等での感染発生・拡大を未然に防ぎ、職員のみなさまが安心して従事していただけるよう、職員の皆さまを対象に、業務前の検査を実施していただくため、抗原定性検査キットを配布します。

2 対象者

- 県内の障害福祉サービス事業所・施設に勤務し、利用者と接する職員が対象となります。
※「利用者と接する」とは、身体的接触に限られるものではなく、対面する。会話する、同じ空間で作業する場合も含まれます。
- また、下記①～③に該当する新規入所者に限り、検査を利用することができます。
 - ①施設の外から入居する者で、長期の入居が見込まれること（通所・訪問・ショートステイ及び施設間同士の移動者は対象外）
 - ②入居前または入居後の1週間以内に検査ができること
 - ③自己検査ができること（ただし、医療従事者による検体採取・検査も可能とします。）

3 検査内容

下記を目安として検査を実施することを想定していますが、今後の流行状況や検査希望状況によって、期間や回数を変更する場合があります。

(1) 期間

令和5年12月上旬から令和6年2月頃までの期間

(抗原定性検査キット配布締め切りは令和6年1月末日)

(2) 回数

一人当たり週2回程度

(3) 検査時期

抗原定性検査キットを受取り次第、週2回を目安に事業所のタイミングで検査を行っていただきます。

(4) 抗原定性検査キット

検査に用いる抗原定性検査キットは県が配布します。

(抗原定性検査キット配布締め切りは令和6年1月末日)

4 検査方法

(1) 事前申請

➤ 検査を希望する場合は、事前に申請を行っていただく必要があります。申請方法は下記5を参照してください。

※検査結果については、週別に指定の連絡先あて報告していただきます。

(2) 抗原定性検査キットの配布

➤ 抗原定性検査キットを配布いたします。

➤ 配布の方法は、各事業所あて直接配送いたします。

(3) 自己検査

➤ 自らにより検体を採取し、自己検査していただきます。

➤ 自己採取できない場合は、医療従事者により採取することもできます。

(4) 検査実績の報告

➤ 検査実績（検査件数、陽性者数）は、週ごとにまとめて、指定の連絡先に報告様式を送付していただきます。

➤ 報告様式は県ホームページよりダウンロードしてください。

➤ なお、週は土曜～金曜で1週とします。

5 申請方法

(1) 申請期間

令和5年12月1日（金）8時30分から令和6年1月末日（水）17時まで

(2) 申請方法

- 電子申請にて申請を行ってください。

URL: https://apply.e-tumo.jp/pref-okinawa-u/offer/offerList_detail?tempSeq=3516



事業案内ページ
「県トップページ」>
組織で探す>ワクチン・検査推進課>
エッセンシャルワーカー定期検査について>
>障害福祉サービス事業所・施設職員向け定期検査について

<https://www.pref.okinawa.jp/site/hoken/vaccine/kensa/ewpcr1.html>

6 問い合わせ先

検査事業について

- ・沖縄県保健医療部ワクチン・検査推進課

検査支援班 TEL: 098-866-2013 pcrokinawa@pref.okinawa.lg.jp

7 その他

- (1) 障害福祉サービス事業所・施設等での感染は、検査のみで防げるものではありません。基本的な感染防止対策や、日常的な健康管理等が最も重要ですので、取組みの徹底をお願いいたします。
- (2) 本事業での検査実施は、今後の流行状況や検査資源のひっ迫状況により、実施内容を変更する場合があります。